

横浜市政記者、
横浜ラジオ・テレビ記者 各位

住民監査請求に係る合議不調について（お知らせ）

次の住民監査請求について、地方自治法第242条の規定に基づき監査を行いました、監査委員の合議が調わず、監査結果を決定できなかったことをお知らせします。

都筑区長らの出張旅費等に関する住民監査請求

経 過

- 平成17年8月30日 監査請求書受付
- 平成17年10月11日 監査請求人及び都筑区職員の陳述
- 平成17年10月26日 監査委員会議にて監査結果審議（合議不調）

監査請求書の要旨

都筑区長、同区地域振興課長及び同課地域活動係長は、都筑区連合町内会自治会が平成16年9月12日（日）から13日（月）にかけて行った一泊研修に参加した。

この一泊研修は、実態は観光旅行である。このような観光旅行に参加するために、公金で市外出張旅費を支出したことは違法不当である。

また、一泊研修の2日目（勤務を要する日である月曜日）の行動が観光目的であることは明らかであるから、区長らは不就労であり、不就労分の俸給支出による損害が市に発生している。監査委員は、必要な措置を講ずるよう勧告することを求める。

都筑区職員の陳述の要旨

都筑区では、都筑区連合町内会自治会の参加要請を受け、視察研修会の目的等を審査した結果、都筑区の防災対策に資するものと判断し、職員の参加を決定したもので、支出は適正であり、請求人の主張は根拠がありません。

監査結果を決定できなかった理由

住民監査請求の監査結果は、請求から60日以内に、監査委員全員の合議により決定することとされています。

本件については、問題となった都筑区長らの市外出張について、全体として公務と認められるとする監査委員の意見と、一部について公務とは認め難いとする監査委員の意見があり、意見の一致がみられなかったため、監査対象の財務会計行為（市外出張旅費の支出及び給与に関する損害の補てん請求を怠る事実）についての監査結果の決定に至りませんでした。

- 添付資料
- 1 監査請求人への通知文
 - 2 監査請求書本文

資料1 監査請求人への通知文

監行第10112号

平成17年10月28日

(各監査請求人あて)

横浜市監査委員	一 杉 哲 也
同	須須木 永 一
同	田野井 一 雄
同	高 橋 稔

住民監査請求に基づく監査について(通知) (都筑区長らの出張旅費等に関するもの)

平成17年8月30日に提出されました職員措置請求書(同日受付監行第124号)に基づき、監査を実施してまいりましたが、請求に理由があるか否かにつき、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第8項に定める監査委員の合議が調うに至りませんでしたので、その旨通知いたします。

合議が調わなかった理由

都筑区連合町内会自治会の平成16年度一泊研修への都筑区長、同区地域振興課長及び同課地域活動係長の参加について、全体として公務と認められるとする意見と、一部について公務とは認め難いとする意見とが一致に至らず、監査対象とした財務会計行為(市外出張旅費の支出及び給与に関する損害の補てん請求を怠る事実)につき監査結果を決定し得なかったため。

※ なお、本件に関しては、法第242条第5項に定める期間経過後は、同法第242条の2第1項の規定に基づき、同条第2項第3号に定める期間内に住民訴訟を提起することができますので、併せてお知らせします。

事務局

横浜市監査事務局行政監査課

監査係 高橋、古屋

電話 045-671-3361

ファクス 045-664-2944

資料2 監査請求書本文

1. 監査請求の対象行為

横浜市都筑区長（略）、同区地域振興課長（略）及び同課地域活動係長（略）（以下「職員ら」という）は、都筑区連合町内会自治会（以下「都筑区連会」という）が平成16年9月12日から同13日にかけて行ったとされる「一泊研修」（以下「本旅行」という）に参加するため、同年9月10日に市外出張旅費として横浜市長、支出手続担当者らをして、合計金144,340円を公金から支出させた。この支出が本件請求の対象行為である。

2. 対象行為が違法または不当であることの理由

(1) 「本旅行」については、一人当りの宿泊関係費が2万3千円以上（合計金額353,835円）と到底研修とは言えない高級ホテルの豪華プランで開催していること（1号証）、宿泊ホテルでは研修にあるまじき二次会まで催していること（1号証）、2日目は「うず潮観潮」を始め淡路ハイウェイオアシス、菊正宗酒造記念館など研修とは全く関係のない観光施設巡りを行っていること（2号証）、本来先ず区民に周知すべき研修成果についての広報活動実績が確認できない（4号証）ことから本当のところは区民に知られたくない隠密旅行であると断ぜざるを得ないこと、などの諸点に照らし研修と言うのは名目に過ぎず、「本旅行」の実態は紛れもない「観光旅行」である。

このような「観光旅行」に参加するために、公金で旅費、宿泊料、日当を支弁したことは必要性、相当性を欠く違法な支出である。

とりわけ、「本旅行」の2日目は、2号証に見られるとおり「うず潮観潮」を始め研修とは関係のない観光ポイント巡りばかりで、しかも各プログラムの夫々に研修らしい影も見られないことから、「本旅行」の2日目に関しては「観光旅行」を否定する根拠がまったく無い。

このような観光旅行に対して日当を支出するということが自体、違法である。

(2) また、3号証の収支決算書の通り「本旅行」の支出総額は1,111,597円である。この金額は参加一人当りに直すと実に74,106円に達する。

一方、職員らは参加費として、一人当たり42,186円（総額126,560円・3号証）を拠出しているだけである。

つまり、74,106円から42,186円を差し引いた31,920円相当額について、職員らは「都筑区連会」から饗応を受けたということになる。

しかも、職員らは「本旅行」参加の当事者として、また、市外出張命令の決裁者として、あるいは「都筑区連会」の運営の主体的関与者である事務局長らとして、「都筑区連会」が「会」から支出した研修費735,037円全額について、「地域振興協力費」のみをもって充てたことを十分把握し得る立場にあり、この「都筑区連会」の支出した公金が職員らの私的な利益のために還流している実態を認識していた。故に、旅行に参加すること自体が、饗応を受けたことと同義となる。

したがって、職員らが一人31,920円相当の饗応を受けたことは、横浜市職員倫理規定第3条第3項の「職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を私的な利益のために用いてはならない」という規定に反し違法である。また、「都筑区連会」は、報償費を違法な支出に使用したことになる。

さる7月13日の新聞報道は「横浜市は12日、市所管の外郭団体が市職員の会議などでの食

事代や土産代を負担したケース10件のうち、意見交換会で出された料理代を財団法人が負担するなどした4件について、市は『公式な会合とはいえない』と判断、関係職員に口頭で厳重注意するとともに、代金を返還させた」と報じた。とりわけ、この場合の意見交換会に出席した局長らの飲食代は、一人1万8千円である。

本件職員らの行為が、横浜市の発表した問題とする4件の関係職員のそれとどこが違うと言うのか。優位に立っている職員らが職務や地位を用いて相手側から私的な饗応を受けることが共通した問題であり、このような行為は決して許されるべきではない。

(3) 本件は、さる6月23日に申立て、8月22日に監行第115号として結果通知を受けた「都筑区連会」の「本旅行」にかかる同行職員らの市外出張旅費支出について、措置を求めるものである。

監行第115号では、措置請求の最大の論点である「本旅行」が「観光旅行」であるのか否かの判断を意識して避けていることである。

申すまでもなく、前記(1)で述べた通り「本旅行」の実態は「観光旅行」であって、到底「研修」と言える代物ではない。

「本旅行」について、別の言い方をすると“連長らから2万円の会費を徴収することで7万円以上かかる「観光旅行」に毎年招待し、会費との差額の5万円以上を埋めるため、具体的根拠もなく「都筑区連会」に支出された使い道のない年間150万円もの地域振興協力費予算の半分程度を充当する”という筋書きである。しかも、連長らが拠出する会費2万円も連長ら自らのポケットから出す必要はなく、さる3月31日に措置請求し、5月25日に監行第50号として結果通知を受けた問題の連長ら個人に対する地域振興協力費の月額9千円～27千円のうちから1～2ヶ月分を充てさえすれば済むというものである。

すなわち、「観光旅行」である「本旅行」に参加した各連長、職員らともに、一人7万4千円の費用のすべてを公金で賄うという象徴的な「公金乱用」の構図の旅行である。

また、監行第115号のなかで「報償費については、受領した金員を何に充当するかは受領した者の自由であって、・・・」と述べているが、そもそも「地域振興協力費支出要領」による支出の趣旨は「様々な公益性の高い活動や市政協力を行う自治会町内会等に対して支出する」としている。したがって、当然のことながら、報償費は自治会町内会等が行う「公益性の高い活動等」に対し支出されているのであり、市にはそのことを確認する作業が求められる。そして、目的使用されていない場合には、返戻を求める乃至その後の支出に制限を加える等の措置を講じなければならないところである。

このような当然とも言うべき管理義務を放棄している市の姿勢が「公金乱用」を招いていると断ぜざるを得ない。

3. 監査委員に求める措置の内容

監査委員は、市長ほか関係機関に対して、違法不当な公金支出行為による損害を補填するため、必要な措置を講ずるよう勧告すること。

(追加請求書)

1. 監査請求の対象行為

原請求を(1)とし、(2)を追加請求する。

(1) 「原請求」

(略)

(2) 「追加請求」

上記3名の平成16年9月13日の不就労に基づく日当の支出および横浜市の損害の補填請求未済。

2. 「追加請求の」対象行為が違法または不当であることの理由

上記3名の者が参加した旅行の行程表（2号証）では、9月13日の行動はすべてがまさしく観光目的であることは明らかであるから3名の行動は公務とは言えない。従って、地方公務員法第35条に違反した不就労といえる。それゆえ、当日分の日当を支給する根拠はない。また、当日は公務としての行動ではなく就労していないのであるから、不就労分の公金支出による損害が横浜市に発生している。この損害の補填を請求すべきことを怠っている。

3. 監査委員に求める措置の内容

「」内が、監査委員に求める「追加請求の」措置の内容

監査委員は、市長ほか関係機関に対して、違法不当な公金支出行為による損害「及び既に支出した俸給に含まれる不就労分の公金支出による損害」を補填するため、必要な措置を講ずるよう勧告すること。

（監査請求書及び追加請求書の本文を、個人名及び重複部分を略したほか原文のまま記載）